

変更前	変更後
<p>1 適用</p> <p>この電気受給約款（以下「この約款」といいます。）は、生活協同組合コープこうべ（以下「当生協」といいます。）が、大阪瓦斯株式会社が行う電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）の適用期間が満了した再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源として太陽光を利用する 10kW 以下の発電設備に限ります。以下「本発電設備」といいます。）を用いて得られた電気の調達の取次を行うときに、当生協の組合員と締結する契約（以下「電気受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。</p> <p>3 定義</p> <p>(3) 送配電事業者</p> <p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。以下同じといたします。）第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者のうち、<u>関西電力株式会社</u>をいいます。</p> <p>6 電気受給契約の申込み</p> <p>組合員が新たに電気受給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款における組合員（発電者）に関する事項を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、当生協所定の<u>様式</u>によって電気受給契約の申込みをするものとします。なお、組合員は、電気受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電気受給契約の申込みをするものとします。</p> <p>(1) 組合員の名称、<u>追加</u> 発電場所、受電地点特定番号および連絡先</p> <p>(2)～(10) （省略）</p>	<p>1 適用</p> <p>この電気受給約款（以下「この約款」といいます。）は、生活協同組合コープこうべ（以下「当生協」といいます。）が、大阪瓦斯株式会社が行う電気事業者による再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）の適用期間が満了した再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源として太陽光を利用する 10kW 以下の発電設備に限ります。以下「本発電設備」といいます。）を用いて得られた電気の調達の取次を行うときに、当生協の組合員と締結する契約（以下「電気受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。</p> <p>3 定義</p> <p>(3) 送配電事業者</p> <p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。以下同じといたします。）第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者のうち、<u>関西電力送配電株式会社</u>をいいます。</p> <p>6 電気受給契約の申込み</p> <p>組合員が新たに電気受給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款における組合員（発電者）に関する事項を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、当生協所定の<u>方法</u>によって電気受給契約の申込みをするものとします。なお、組合員は、電気受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電気受給契約の申込みをするものとします。</p> <p>(1) 組合員の名称、<u>電気需給契約の需要場所</u>、発電場所、受電地点特定番号および連絡先</p> <p>(2)～(10) （省略）</p>

18 料金の通知および支払い

(1) 当生協は、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。なお、当生協は、料金の支払いに先立ち、書面等当生協が適当と判断した方法にて料金を通知するものいたします。

18 料金の通知および支払い

(6) 組合員は、(追加) 料金その他の債権を、当生協に対する債務と相殺することはできないものとします

26 電気受給契約の変更

(1) 次のいずれかに該当する場合、組合員は、その時期を明らかにし、その旨を(追加) 当生協に申し出るものとします。

イ 組合員が本発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合

ロ 組合員が本発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合

ハ 組合員が本発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合

(2)～(3) (省略)

(追加)

18 料金の通知および支払い

(1) 当生協は、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。なお、当生協は、料金の支払いに先立ち、(削除) 当生協が適当と判断した方法にて料金を通知するものいたします。

18 料金の通知および支払い

(6) 組合員は、当生協が認めた場合を除き、料金その他の債権を、当生協に対する債務と相殺することはできないものとします。

26 電気受給契約の変更

(1) 次のいずれかに該当する場合、組合員は、その時期を明らかにし、その旨を当生協所定の方法によって当生協に申し出るものとします。

イ 組合員が本発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合

ロ 組合員が本発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合

ハ 組合員が本発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合

(2)～(3) (省略)

(4) 組合員が電気受給契約の契約種別の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気受給契約を希望される場合に準ずるものいたします。電気受給契約の変更後の料金の適用開始日は、電気受給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の電気受給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。

(5) 組合員が契約種別に定める適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当生協に通知していただくとともに (4) に定める手続きを行い、適用条件を満たしている契約種別に変更いただきます。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も変更前の契約種別が適用されていた場合、当該検針日まで遡って変更後の契約種別を適用した場合の料金とすでに当生協がお支払いした料金の差額を精算させていただきます。

## 27 名義の変更

相続、合併その他の原因によって、新たな組合員が、電気受給契約におけるすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気受給を希望される場合は、現契約を解約し、新たにお申込みいただきます。

## 28 電気受給契約の消滅

### (追加)

## 29 電気受給契約の廃止

(1) 組合員は、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電気受給契約を廃止しようとする場合、(追加) 廃止期日を定めて当生協に通知するものとします。発電場所における買取事業者の変更により電気受給契約を廃止しようとする場合は、変更後の買取事業者が当生協に廃止期日を通知するものとします。当生協または送配電事業者は、原則として、組合員または変更後の買取事業者から通知された廃止期日に、送配電事業者の受給設備または組合員の電気設備において、電気受給を終了させるための適当な措置を講じるものとします。なお、この場合には、組合員は、必要に応じて当生協または送配電事業者に協力するものとします。

## 附則

### 1 実施期日

この約款は2019年11月1日から実施します。

## 27 名義の変更

相続、合併その他の原因によって、新たな組合員が、電気受給契約におけるすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気受給を希望される場合は、名義変更の手続き によることができます。この場合には、当生協が文書による申し出を必要とするときを除き、インターネットにより申し出ていただきます。

## 28 電気受給契約の消滅

(3) (2)にかかわらず、発電場所に係る電気需給契約が消滅し、託送供給等約款に基づき、当該発電場所に係る系統連系受電契約が消滅した場合は、当生協は、電気需給契約の消滅日に電気受給契約を消滅できるものとします。

## 29 電気受給契約の廃止

(1) 組合員は、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電気受給契約を廃止しようとする場合、当生協所定の方法によって 廃止期日を定めて当生協に通知するものとします。発電場所における買取事業者の変更により電気受給契約を廃止しようとする場合は、変更後の買取事業者が当生協に廃止期日を通知するものとします。当生協または送配電事業者は、原則として、組合員または変更後の買取事業者から通知された廃止期日に、送配電事業者の受給設備または組合員の電気設備において、電気受給を終了させるための適当な措置を講じるものとします。なお、この場合には、組合員は、必要に応じて当生協または送配電事業者に協力するものとします。

## 附則

### 1 実施期日

この約款は2024年10月1日から実施します。ただし、別紙1(買取プラン)および2(電気セットプラン)の「(2)料金」ただし書きおよび「ロ 料金の通知の郵送手数料」については、2025年4月に算定する料金にかかる通知から適用いたします。

別紙

## 1 買取プラン

### (1) 適用範囲

この約款の適用対象となるすべての組合員 (追加) に適用いたします。

### (2) 料金

料金は、その1か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額といたします。(追加)

#### イ 電力量料金

1キロワット時につき 8円50銭（消費税等相当額を含みます。）

#### (追加)

## 2 電気セットプラン

### (1) 適用範囲

この約款の適用対象で、発電場所において、当生協と電気需給契約を締結している組合員が希望された場合に適用いたします。

### (2) 料金

料金は、その1か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額といたします。(追加)

#### イ 電力量料金

1キロワット時につき 9円00銭（消費税等相当額を含みます。）

#### (追加)

別紙

## 1 買取プラン

### (1) 適用範囲

この約款の適用対象となるすべての組合員 (別紙 2 電気セットプランが適用されている組合員を除く) に適用いたします。

### (2) 料金

料金は、その1か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額といたします。ただし、郵送による料金の通知を組合員が希望する場合、当該通知にかかる料金と相殺することにより、ロに記載の金額を組合員から当生協にお支払いいただくものとします。

#### イ 電力量料金

1キロワット時につき 8円50銭（消費税等相当額を含みます。）

#### ロ 料金の通知の郵送手数料

料金の通知1通につき、550円（消費税等相当額を含みます。）

## 2 電気セットプラン

### (1) 適用範囲

この約款の適用対象で、発電場所において、当生協と電気需給契約を締結している組合員が希望された場合に適用いたします。

### (2) 料金

料金は、その1か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額といたします。ただし、郵送による料金の通知を組合員が希望する場合、当該通知にかかる料金と相殺することにより、ロに記載の金額を組合員から当生協にお支払いいただくものとします。

#### イ 電力量料金

1キロワット時につき 9円00銭（消費税等相当額を含みます。）

#### ロ 料金の通知の郵送手数料

料金の通知1通につき、550円（消費税等相当額を含みます。）

以上